

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）は、身体的暴力・精神的暴力・性的暴力などその形態は多岐にわたり、多くの場合は重なりあっています。そして、このような行為は決して許されない個人の尊厳を害する重大な人権侵害であり、被害者の生命、身体、精神、心理などあらゆる面において、被害者に甚大な悪影響を及ぼすものとなっています。

このような認識のもと、その防止に向けた取組が全国的に展開されていますが、全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談受理件数は、増加傾向にあります。特に、新型コロナウイルス感染症がまん延した令和2年度には前年度と比較して1.6倍に急増しています。

国においては、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため2001（平成13）年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）を制定し、以降社会情勢の変化に合わせて改正を重ねてきました。

本市においても2018（平成30）年3月に「西之表市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、関係機関や関係団体、支援機関等と連携を深めてきました。

今回さらなるDV防止に取り組み、被害者の立場に立った支援の一層の充実を図るため、国や県の方針を踏まえると共に、「第6次西之表市長期振興計画」をはじめ、「第4次西之表市男女共同参画基本計画」や「第2期西之表市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図りながら「第2次西之表市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定します。

#### 【基本理念】

- いかなる場合でも暴力は許されず、誰もが安心できる環境のもと、人生を豊かに生きることを求める権利を有しています。
- DVは、「家庭内の問題」や「個人的な問題」とどまらず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり「社会的な問題」です。
- DV被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の不平等な関係があることから、その暴力の根絶に向けては、人権の擁護と男女平等の実現が不可欠です。
- DV被害者は、国籍や年齢、障がいの有無等を問わず、その人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有します。
- DVの予防と根絶及びその被害者支援のために、国、県及び関係市町村、民間団体、市民との連携・協力を図ります。

## 2 計画の位置付け

本計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づき、DVを防止し、被害者を保護するための施策に関する市町村基本計画です。

国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即し、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を勘案すると共に、「第6次西之表市長期振興計画」及び関係する個別計画である「第4次西之表市男女共同参画基本計画」、「第2期西之表市子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図りながら策定します。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までの4年間とします。

ただし、社会情勢の変化や配偶者暴力防止法の改正を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。